

### 飛行差し止めの実現を目指す署名活動!

### 原告の強い思いを裁判官に示そう!

原告の皆さん、私たちが開ってきた裁判は、いよいよ明年4月頃に横浜地裁の判決が出される見通しになりました。私たちは、この判決をただ黙って見守るのではなく、「平和で静かな空を！」と願う原告の強い思いを裁判官に示すため、5万人を目標に署名活動を行うことにしました。(署名用紙は別紙同封)

今度の裁判で私たちは弁護団を通じ「違法状態の爆音を放置している国の責任を質し、爆音の抜本的解決を図るためには飛行差し止めを命ずる判決を示す以外にない」と訴え続けてきましたが、判決を前にこのことをもう一度裁判官に伝えるための署名です。署名は、多くの支援団体の協力を得て全国規模で行いますが、当事者である私たち第四次訴訟原告が自分たちの問題として、意地を見せて頑張らなくてはならないと思います。

皆さんの積極的なご協力を訴えます。



今度の裁判で私達原告は裁判所に「飛行差し止め」と「損害賠償」の二つの請求を出し国を相手に争っていますが、判決の前にこの問題について、状況を見てみたいと思います

#### <飛行差し止め請求の趣旨>

- (1) 厚木基地周辺に居住する住民は同基地によって生じる著しい生活破壊・精神的・身体的被害を被っており人格権も侵害されている。その被害の重大性からすれば損害の賠償だけで受忍を強いることは著しく正義に反する。
  - (2) よって被告(国)らは毎日午後8時から翌午前8時までの間一切の航空機の離発着及びエンジンの作動を禁止せよ。
  - (3) 並びにその余の時間帯においても70ホンを超える航空機騒音の禁止を請求する。
- この論点に立って、口頭弁論で激しく論争してきました。どんな判決になるのか、私たちにしても、また全国の爆音訴訟にとっても、最大の関心事になっています。

#### <過去の経緯>

過去の厚木の判決では、自衛隊機に関しては「防衛省は騒音等による周辺住民への影響にも配慮して自衛隊機の運行を規制し統括すべきだ」と言いながら「このような権限は、公権力の行使であるから差し止め請求は却下する」とし、米軍機に対しては「騒音を発生させるのは米軍であって被告ではない、条約ないし国内法で特段の定めがない限り被告は米軍の活動を規制しえない」といづれも訳の分からない理由で却下されています。

この「飛行差し止め請求」は全国の裁判でも、同じようにまともな審理もせずことごとく退けられているのが現状です。

#### <飛行差し止めの社会的意義>

第四次訴訟は、司法のこのような及び腰の判決を打ち破り「国に飛行差し止め」を命じる判決を出させる事ができるかどうか、最大の課題になっています。

このため民事訴訟・行政訴訟の両面から挟み撃ちのようにして、司法を攻め立て曖昧な形言い逃れさせない体制で迫ってきました。

もし、差し止め請求が実現すれば、その成果は爆音被害を受けている、240万余の周辺住民全体に及ぶ、社会的にも大きな意義をもつ判決となるでしょう。

何としてもこの「飛行差し止め請求」を勝ち取りたいものだと思います。

#### <損害賠償請求の趣旨>

##### <請求内容>

- (1) 航空機の爆音の禁止が実現されるまで、提訴日から1か月につき2万円の割合による損害賠償の支払いを求める。
- (2) なお、原告らは、長期にわたり爆音の被害に苦しめられてきた。よって過去分の損害賠償として提訴前3年分を請求する。

##### <過去の判決>

損害賠償に対する過去の判決は、

- (1) 月額2万円の請求に対しては、被害地域を4段階に分け、月額12,000円～3000円に区分して支払われた。
- (2) 過去分請求の3か年は認められた。
- (3) しかし「爆音の禁止が実現されるまで」とする将来請求は棄却され、結審日までとされた。(つまり提訴日前3年から結審日までが損害賠償の対象)

##### <原告側の主張>

- (1) 賠償額で原告が指摘してきたのは、3000円保障の地域で見れば、1日100円であり、ペットボトルの飲み物すら買えない額だ、この10数年間の物価変動も全く考慮されていない。最低でも原告が請求する1ヶ月2万円が容認されるべき。
- (2) 将来請求は、これを認めなければ、何度も裁判を繰り返すことになり、裁判所も国も著しい不経済をつづけることになる。英断をもって将来請求を容認すべきである。

上記二つの課題に、国側は昼間騒音控除論とか、受忍限度内とか、危険への接近とか、さまざまな理屈をつけ、損害賠償額を減額させようと躍起になっていますが、司法がこれらにどう応えるのかが、焦点になっています。



